

## 千葉県簡易専用水道取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、簡易専用水道の適正な管理を図るために必要な取扱いを定め、もって簡易専用水道に係わる水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の円滑な施行を図ることを目的とする。

### 2 適用対象

- (1) この要領は、法第3条第7項で規定する簡易専用水道に適用する。
- (2) 適用対象は、別記基準により確定されるものであること。

### 3 届出

#### (1) 設置届

保健所長は、平成2年2月2日付け元千衛第402-2号市長通知に基づく水道事業者からの通報等をもとに、簡易専用水道の設置者又は管理者（以下「設置者等」という。）に対し、届出を指導するものとする。（別記様式第1号）

#### (2) 変更届

保健所長は、設置者及び簡易専用水道施設の主たる構造（受水槽・高置水槽等）に変更があった場合は、設置者等に対し、届出を指導するものとする。（別記様式第2号）

#### (3) 廃止届

保健所長は、水槽の規模の縮小等により簡易専用水道に該当しなくなった場合は、設置者等に対し、届出を指導するものとする。（別記様式第3号）

### 4 管理

保健所長は、簡易専用水道の管理について、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準によるほか、次により指導するものとする。

- (1) 水槽等の点検は定期的に行うほか、地震・凍結・大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも、速やかに点検を行うこと。
- (2) 水槽の掃除は、専門的な知識・技術を有する者として、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項第5号に規定する建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を受けている者を活用することが望ましい。
- (3) 消防用施設と共用されている水道の掃除等にあたって、槽内の水を抜く等により消防用設備としての機能が低下するおそれのある場合は、あらかじめ、所轄の消防機関へ連絡する等不測の事態に対する配慮を行うこと。
- (4) 給水栓の末端において残留塩素を $0.1\text{mg}/\text{l}$ （結合残留塩素の場合 $0.4\text{mg}/\text{l}$ ）以上保持するよう必要に応じ再塩素消毒を行うこと。
- (5) 設置者自らが管理を行わない場合は、管理担当者を明確にしておくこと。
- (6) 次の帳簿書類を備えること。

ア 水道施設の平面図、給水系統図等

イ 法第34条の2第2項の規定による検査（以下「法定検査」という。）に関する書類

ウ 水槽の掃除に関する書類

エ その他管理に関する書類

アについては永年、イからエについては5年間保存すること。

## 5 法定検査

(1) 法第34条の2第2項の規定に係る検査機関（以下「登録簡易専用水道検査機関」という。）は、法第34条の4で準用する法第20条の4第2項の規定により、簡易専用水道検査機関登録簿に千葉市又は千葉県（千葉市が検査を行う区域に含まれているものに限る。）の区域を検査区域として記載された登録簡易専用水道検査機関とする。

(2) 保健所長は、法定検査の実施状況及び結果を把握し、簡易専用水道の管理水準の向上を推進するため、登録簡易専用水道検査機関と連絡をとり対処するものとする。

## 6 立入検査及び改善等の措置

(1) 保健所長は、法第39条第3項の規定により必要があると認める場合は、設置者から当該施設の管理及び帳簿書類について報告を徴し、又は当該水道施設若しくは事務所に立ち入り、管理の状況、水質若しくは必要な帳簿書類について検査を行うものとする。

(2) 上記1の検査については、千葉市水道施設立入検査実施要領「第2実施方法」の取扱いにより遅滞なく実施し、「第3立入検査後の措置」により処理するものとする。

## 7 水道施設管理システムへの入力

保健所長は、管内の簡易専用水道について次により水道施設管理システム（以下「管理システム」という。）に入力するものとする。

(1) 管理システムには、整理番号、設置届出年月日及び施設概要等を入力すること。

なお、整理番号は施設固有の番号とすること。

(2) 管理システムには、設置者の変更、構造設備の変更、施設の廃止、法定検査の実施状況及び立入検査等の指導経緯等を随時入力すること。

## 8 無届施設の取扱い

保健所長は、この要領の3に定める届出を指導したにもかかわらず届出がない場合は、調査を行い、管理システムに入力することができるものとする。

なお、同システムに入力した場合は、併せて、設置者等に対し、この旨を通知するものとする。（別記様式第4号）

## 9 適用除外

建築物衛生法第5条第1項又は第2項の規定による届出があった施設は、この要領の5に定める法定検査及び7に定める管理システムへの入力に係わる取扱いを除き、この要領を適用しない。

附 則

この要領は、平成 2 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 3 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 2 6 年 6 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要領は、令和 8 年 2 月 2 7 日から施行する。

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。